

2025.11.27

令和7年11月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和7年(レ)第256号 損害賠償請求控訴事件

(原審・大阪簡易裁判所令和6年(ハ)第52005号)

口頭弁論終結日 令和7年10月27日

5

判 決

津市

控訴人(反訴原告)

同訴訟代理人弁護士

大阪市淀川区西中島5丁目7番11号

村 田 正 人

10

被控訴人(反诉被告)

同代表者代表取締役

同訴訟代理人支配人

株 式 会 社 ギ ル ド

中 野 大 輔

田 代 一 人

主 文

1 原判決を取り消す。

15

2 被控訴人は、控訴人に対し、11万1000円及びこれに対する令和6年10月21日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

3 控訴人のその余の請求を棄却する。

4 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを3分し、その1を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。

20

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人は、控訴人に対し、16万6000円及びこれに対する令和6年10月21日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

25

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、控訴人が、被控訴人から、時効完成後の貸金債務について、返済を求められ、訴訟を提起されるなどしたことにより、財産的、精神的損害を被ったと主張して、被控訴人に対し、不法行為に基づき、損害賠償金16万6000円及びこれに対する不法行為後の日（上記訴訟に係る控訴人への訴状送達の日（翌日））である令和6年10月21日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却し、控訴人がこれを不服として控訴した。

2 前提事実

争いがない事実、記録上明らかな事実並びに後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実で、本件の前提となるものは、以下のとおりである。

(1) 当事者

ア 控訴人は、昭和30年生まれの男性である。

イ 被控訴人は、かつて貸金業の登録を受けており、商号変更や吸収合併を経て現在の商号及び組織となったが、遅くとも平成21年12月以降は貸金業の登録の更新をしておらず、既に締結した貸付けの契約に基づく取引を結了する目的の範囲内で貸金業者とみなされている（貸金業法43条）。

(2) 控訴人の借入れ等

ア 被控訴人（当時の商号はハッピークレジット株式会社）は、平成7年4月7日、控訴人との間で、借入限度額を10万円として、要旨以下の約形で消費貸借契約を締結した（甲1）。

（ア）利息 年32.85%

（イ）遅延損害金 年39%

（ウ）分割金の返済期日 毎月26日

（エ）分割金の返済期日までに分割金の支払を一度でも怠った場合は、当然に期限の利益を失い、残債務を直ちに返済する。

イ 控訴人は、別紙計算書のとおり、前項の契約に基づき、借入れ及び返済

をしていたが、平成7年11月27日の分割金の支払を怠り、同日の経過をもって期限の利益を喪失した後、同月29日に4000円を返済し、その後は借入れ及び返済をしていない（甲3。以下、前項の契約に基づく控訴人の貸金債務を「本件貸金債務」という。）。

5 (3) 原審の経緯

ア 被控訴人は、令和6年9月21日、控訴人を被告として、75万4119円（本件貸金債務の残元金8万7985円並びにこれに対する利息制限法所定の制限利率による利息及び遅延損害金66万6134円の合計額）及びうち8万7985円に対する同日から支払済みまで上記制限利率年26.28%の割合による遅延損害金の支払を求める訴訟（以下「原審本訴」
10 という。）を大阪簡易裁判所に提起した。

控訴人は、同年12月7日、原審本訴の反訴として本件訴訟を提起した。

イ 控訴人は、令和7年2月19日の原審口頭弁論期日において、本件貸金債務につき消滅時効を援用するとの意思表示をした。

15 ウ 被控訴人は、令和7年5月28日の原審口頭弁論期日において、原審本訴の請求を放棄した。なお、控訴人は、令和6年11月22日、大阪簡易裁判所に対し、原審本訴の取下げには同意しない旨の書面を提出していた。

3 争点及び当事者の主張

本件の争点は、(1)不法行為の成否及び(2)損害である。

20 (1) 不法行為の成否（争点1）

(控訴人の主張)

被控訴人の以下の行為は、不法行為に当たる。

ア 令和6年9月上旬の被控訴人の関係者による控訴人宅訪問の際、控訴人から消滅時効を主張された後も、執拗に本件貸金債務の返済を求めた行為

25 イ 上記アの訪問時に控訴人から消滅時効を主張された後に、本件貸金債務の返済を求める原審本訴を提起した行為

ウ 消滅時効の主張がされた後かどうかにかかわらず、被控訴人が、控訴人
に対するものを含む多数の消滅時効完成後の貸金債務について、返済を求
める訴えを提起し、裁判所を利用して取立てをしている行為

(被控訴人の主張)

5 上記ア及びイは、否認する。被控訴人の関係者が控訴人宅を訪問して本件
貸金債務の取立てをしたことはない。

上記ウは争う。消滅時効完成後の貸金債務であっても、その返済を求め、
提訴をする行為は、違法ではない。

(2) 損害 (争点2)

10 (控訴人の主張)

被控訴人の不法行為により、原審本訴及び本件訴訟の弁護士費用として、
控訴人に6万6000円の損害が生じた。また、控訴人が受けた精神的苦痛
を慰謝するに足る慰謝料の額は、10万円が相当である。

(被控訴人の主張)

15 否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点1 (不法行為の成否) について

(1) 控訴人本人は、令和6年9月上旬、突然控訴人宅を訪れた40歳過ぎの人
から「ギルドから頼まれて来た者です。」「私の携帯で電話しますから、
20 この電話に出てください。」などと言われて玄関先で携帯電話を渡され、そ
の電話を通じて、被控訴人の従業員と思われる人から「京都のときにお金借
りたことありますか。」と聞かれ、「あります。」と答えると、「借りたも
んは返さなあかんから、とりあえず1週間以内に70万円少し(言われた正
確な金額は覚えていない。)振り込んでくれ。」と言われ、「もうそんな古
25 い話は分からないんで、もう時効やと思うんですけど。」と言ったが、「借
りたもんは返してくれ。」と言われて押し問答となりがちが明かないので電

話を切った、上記押し問答は4～5分ぐらい続いたと思うなどと供述する。

上記の供述は、①内容が具体的であること、②被控訴人が、令和6年5月に控訴人の戸籍の附票の写しの交付申請をし、同年6月にその交付を受けて控訴人の住所を把握し、同年7月に控訴人に本件貸金債務の返済を求める書面を2回送付し、同年9月21日に原審本訴を提起したという経緯（甲2、乙20）と整合的であること、③被控訴人が貸金債務を取り立てる際に債務者の自宅を訪問する場合があること（独立法人国民生活センターの受け付けた相談の内容（乙17）、上記の事実を認定した裁判例（乙3～8、11、12）等）などの事情に照らして信用することができるから、上記の供述によりその内容のとおり的事実が認められる。

（2）被控訴人は、控訴人との交渉履歴の記録（甲2）に前項の供述に係るやり取りの記載がないことを指摘して、そのやり取りはなかった旨主張する。

しかし、上記記録は被控訴人の従業員の作成するものであり、控訴人との全てのやり取りが記載されていることについて裏付けがないことのほか、前項の認定事実によれば、被控訴人の訪問及び電話による取立てが記録に残らないような形で行われていた可能性や、控訴人から時効が主張されたためにあえて記録に残されなかった可能性もあるといえることなどからすれば、被控訴人の上記の指摘をもって、前項の供述に係るやり取りがなかったということとはできない。

（3）貸金業者が、借主に対し貸金の支払を請求し、借主から弁済を受ける行為は、貸金業者が当該貸金債権が事実的、法律的根拠を欠くものであることを知りながら、又は通常の貸金業者であればそのことを容易に知り得たのにあえてその請求をしたなど、その行為の態様が社会通念に照らして著しく相当性を欠く場合には、不法行為に当たるものと解される（最高裁平成21年9月4日第二小法廷判決・民集63巻7号1445頁）。

また、民事訴訟を提起した者が敗訴の確定判決を受けた場合において、当

該訴訟で提訴者の主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものである上、提訴者が、そのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて同訴訟を提起したなど、同訴訟の提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くときには、同訴訟の提起は相手方に対する不法行為に当たるものと解される（最高裁昭和63年1月26日第三小法廷判決・民集42巻1号1頁）。

前記の前提事実及び認定事実によれば、①被控訴人はみなし貸金業者であること、②本件貸金債務の消滅時効の起算点である平成7年11月29日から令和6年9月までに28年以上が経過していたこと、③控訴人は、控訴人宅において被控訴人の従業員から本件貸金債務の返済を求められたのに対し、時効を主張したこと、④同従業員は、その主張の後も4～5分ぐらい上記返済を求め続けたこと、⑤その後、被控訴人は、本件貸金債務の返済を求める本件訴訟を提起したことなどの事情が認められる。これらによれば、被控訴人は、本件貸金債務について、消滅時効が完成し、しかも、控訴人から時効が主張されたことを認識しており、法的根拠を欠くことを知りながら、あえて返済を求めた上、原審本訴を提起したものであるといえるから、これらの行為は、社会通念に照らして著しく相当性を欠き、また、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものというべきである。

したがって、本件貸金債務について、被控訴人が、控訴人から電話で時効を主張する旨伝えられた後に、その返済を求めた上、原審本訴を提起した行為は、不法行為に当たるものといえる（以下「本件不法行為」という。）。

2 争点2（損害）について

（1）弁護士費用 請求額6万6000円、認定額6万1000円

控訴人が①原審本訴への応訴及び②本件訴訟の提起のために支払った弁護士費用のうち、①については原則として支払実額が、②については不法行為と相当因果関係のあるといえる範囲の額が、本件不法行為による損害に当た

るといえる。原審本訴及び本件訴訟の内容等並びに弁論の全趣旨によれば、
上記①及び②の合計額は6万1000円と認められる。

(2) 慰謝料 請求額10万円、認定額5万円

5 控訴人は、最終の返済から28年以上も経過している本件貸金債務について、突然、被控訴人から、元金8万7985円の7倍を超える70万円以上の返済を求められ、時効を主張した後も、返済を求められ、原審本訴を提起されるなどしたことにより、軽視し得ない精神的苦痛を受けたほか、弁護士への相談等の対応のために様々な無形の損害を被ったものといえる。

10 また、前記の前提事実、認定事実、証拠(乙3～9、11、12、17)及び弁論の全趣旨によれば、被控訴人は、遅くとも平成21年12月以降は貸付けをしておらず、現在、専らそれ以前の貸付けに係る債務の取立てを業としてしているところ、その貸金債務については、①元金に利息制限法所定の制限利率による遅延損害金等を付した額が、本件貸金債務のように元金の7倍を超えるような水準となるものが多くを占めること、②他方、債務者が消滅
15 時効を援用すれば消滅するものが多くを占めること、③それらについて、被控訴人は、債務者らの中に時効等に関する知識がなく、又は乏しい者が一定数いることを利用して、上記①のように元金の7倍を超えるような水準の金額の取立てをし、少額の返済を受けて時効の援用権を喪失させるなどの行為にも及んだ上、多数の訴訟を提起し、上記の知識の欠如又は不足から時効の
20 援用をしなかった債務者に対する請求認容判決を得ていることなどの事情が認められ、これらによれば、控訴人の上記のような訴訟を提起する行為は、社会通念に照らして著しく相当性を欠くものという余地が大きく、このことは本件不法行為による慰謝料の増額事由に当たるといえる。

25 これらのほか本件に現れた一切の事情を考慮すれば、本件不法行為による慰謝料は5万円と認めるのが相当である。

第4 結論

以上によれば、控訴人の請求のうち11万1000円及び遅延損害金の支払
を求める部分は理由があるからこれを認容し、その余の部分は理由がないから
これを棄却すべきところ、これと異なり控訴人の請求を全部棄却した原判決は
失当であって、本件控訴は一部理由があるから、原判決を取り消した上、控訴
人の請求を上記限度で認容することとして、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第18民事部

裁判長裁判官

宮崎朋紀

裁判官

長 又席

裁判官

根間 玄実

別紙

計算書

584-0260721

合計		123,000	46,000			677,119		754,119
	取引日	貸付額	入金額	利率	日数	利息/遅延損害金	残元金	未収金
1	平成07年04月07日	100,000				0	100,000	0
2	平成07年04月25日		10,000	18.00%	18	887	90,887	0
3	平成07年05月09日	8,000		18.00%	14	627	98,887	627
4	平成07年05月25日		10,000	18.00%	16	780	90,294	0
5	平成07年06月03日	7,000		18.00%	9	400	97,294	400
6	平成07年06月27日		10,000	18.00%	24	1,151	88,845	0
7	平成07年06月27日	7,000		18.00%	0	0	95,845	0
8	平成07年07月27日		3,000	18.00%	30	1,417	94,262	0
9	平成07年08月27日		3,000	18.00%	31	1,441	92,703	0
10	平成07年09月26日		3,000	18.00%	30	1,371	91,074	0
11	平成07年10月09日	1,000		18.00%	13	583	92,074	583
12	平成07年10月26日		3,000	18.00%	17	771	90,428	0
13	平成07年11月27日	期限の利益の喪失日		18.00%	32	1,427	90,428	1,427
14	平成07年11月29日		4,000	26.28%	2	130	87,985	0
15	令和06年09月20日			26.28%	10,523	666,134	87,985	666,134

これは正本である。

令和7年11月25日

大阪地方裁判所第18民事部

裁判所書記官 油谷ひろみ

